

長林寺および長林寺文書の全体像

著者	角田 朋彦
雑誌名	鶴見大学仏教文化研究所紀要
号	11
ページ	5-14
発行年	2006-04
URL	http://doi.org/10.24791/00000437



長林寺および長林寺文書の全体像

駒沢大学非常勤講師 角田 朋彦

はじめに

私に与えられたテーマは、「長林寺および長林寺文書の全体像」ということで、長林寺の歴史や長林寺に残されてきた文書の概要を報告することになります。私の後に、三人の先生方からそれぞれ各論という形で報告がありますので、私は、現在、鶴見大学文学部文化財学科が調査している長林寺文書について紹介を兼ねた全体的な話をさせていただきます。

それでは早速内容に入りたいと思いますが、長林寺の歴史や概要の話の前に、まず目録の考え方について話しておきます。これまで、寺院文書を総括するとき、整理や調査を行う主体や目的別に作成される目録、主題別目録や目的別目録といったものが中心になっていました。これらの中には聖教類目録であったり、寺宝目録として作成されるものが多く、その中でも、典籍・文書・墨蹟・絵画といった具合に項目ごとに作成される目録が多く見られます。

そうした中で最近の文書目録論では、特に近世の名主文書群や近代の公文書などが中心ですが、文書群を集積・

伝来してきた組織体をまず中心に据えて、その中で個々の文書を位置付けていくという考え方があります。寺院文書群でも当然そのような考え方が反映されるだろうと思います。文書群を集積・伝来してきた組織体（寺院）が、各時代でどのような社会的役割を果たしてきたのか、という機能・役割を踏まえて文書群を跡付けていくという見方になります。組織体の内部構造を解明して、そこに残されてきた文書をどう考えるか、というような見方です。これを「基礎目録」と呼んでいます。これを受けて、様々な目的や利用に供した目録を作成していくというのが、近年の目録論になっています。ですから、本来、長林寺文書、この文書群の全体を見通すときは、このような考え方を踏まえて、長林寺が果たしてきた機能や役割を確認し、そこに文書を跡付けていく作業が必要になると思います。

残された文書によって歴史研究を行おうとすると、多くは発給者を視点の中心に据えて、広く同じ発給者の文書を集めて歴史を考察する、叙述していくことになると思います。しかし、この文書目録論の考え方はそうした歴史叙述ではなく、なぜそこに残されているのかという集積された主体を中心に考え、そこから歴史を組み立てていくという逆の方法になるかと思います。ですから、長林寺の外側に目を向けた歴史叙述というよりは、むしろ長林寺の内部、組織に目を向けた考察というのが、文書目録から考えていく歴史論になるのではないのでしょうか。

そういう意味では、偶然にしろそこに残された文書は、全てが重要な資料になります。歴史叙述には使い難い文書なども残されますが、これらが長林寺に残されていること自体に意味があるのであり、どのような文書でもその時点で非常に重要な資料となるわけです。長林寺文書全体の中にあるものは、一点たりとも無駄にはできません。その意味で、本日提示した文書目録も、本来なら目録に掲載されている文書一点ずつを長林寺の内部組織に跡付けていき、それを積み上げて長林寺の歴史を考察する方法が必要となってきます。

しかし、寺院文書群で非常に難しいのは、法脈の中で歴代住職が変わっていきますので、そうした住職という個人に付属する文書と、寺院という組織に属する文書が混在するということです。住職の異動によって文書の流出入が生じるので、そのような属性も識別していく必要が出てくるわけです。今回報告する中では、そこまで考察が及ばないところもありますので、このような考え方があるということを指摘するだけにとどめておきます。

一、長林寺の歴史

さて、前置きが長くなってしまいましたが、次に「長林寺の歴史」「文書の概要」に進みます。まず長林寺の歴史についてですが、ここでは単にいつ長林寺ができてその後どうなって、というような歴史を追いかけていくのではなく、なるべく長林寺文書という文書群を確認していける、跡付けていけるような視点に見方を据えて見ていきたいと思っています。

ここでは便宜的に時代を中世・近世・近現代に大きく区分し、その中でいくつかの視点を示してみました。しかし、大きくは宗門と寺院が所在する地域という二つの柱が、全時代の区別なく普遍的に考えていかなければならない柱になるかと思っています。

まず中世の長林寺。当時は「東林寺」と号していましたが、それが創建された時から足利の山川へ移転してくるぐらいまでの期間を中世としました。創建の時期について詳細は関口先生からお話があると思います。検証によっては創建の時期が異なるようですが、少なくとも戦国時代に創建されたというのは確実のようです。創建の場所については、当初は常陸國小荃郷に創建されました。牛久市の西部、牛久沼に突き出すように伸びた舌状台地の先端に現在でも東林寺が所在していますが、その北側一帯が小荃郷に比定されています。現在の行政区画では牛久市と

荃崎町（二〇〇二年十一月に合併して現在はつくば市の一部）に分かれていますがおそらくはこの舌状台地一帯が小荃郷で、ここに長林寺Ⅱ東林寺が創建されたものと考えられます。

これらは、まず十四世紀から十五世紀にかけて展開される林下の教線拡大、特に了庵派の拡大の中に、長林寺Ⅱ東林寺の創建が位置付けられるかと思えます。柱としては「宗門」に含まれますが、ここに位置付けることができます。

一方、創建に際して開基檀那となっているのが当地の領主・岡見氏で、この岡見氏の盛衰や岡見氏との関係が長林寺Ⅱ東林寺の歴史に重要な位置を示します。岡見氏は牛久周辺の小地域領主になりますが、その上部に位置する常陸の佐竹氏や小田氏、はたまた小田原北条氏や越後上杉氏などの領域権力者との関係も、長林寺Ⅱ東林寺の歴史を論じる上で重要になってくるでしょう。これが「地域」という柱になります。長林寺文書の中にも、開基檀那の岡見氏や戦国大名越後上杉氏との関係を教えてくれる文書が、五点ほど残されています。これらが文書群の特徴の一つでもあるわけです。この辺のお話しは、後ほど関先生の方からあると思えます。

さて、岡見氏の滅亡によって檀那を亡くした長林寺Ⅱ東林寺は、小荃郷を引き払う形で足利に移ってきます。近世という時期区分をいつからとするか、いろいろな見方で変わるかと思いますが、こと長林寺に関しては、足利の山川に移転した頃から近世と捉えていいかと思えます。

近世という時代においても、寺院が宗教組織である以上、「宗門」関係が大きな柱であることは間違いありません。そして、江戸時代を通じて各寺院が本末制度あるいは寺請制度のような幕府制度の中に位置付けられることで、幕府の支配機構の末端を担うこととなります。こうした「幕府支配の末端」にかかわることも大きな柱の一つとなるでしょう。三つ目として「地域」との関係があります。宗門および支配の末端、このどちらを通じても寺院が所

在する地域住民とのかかわりは外せません。これも大きな柱の一つとなります。

以上の三点が、江戸時代の文書群を考察するときの大きな柱といえるでしょう。しかし、これらはみな相互に関連するものであり、なかなかどれに当てはまるのか、といったことを識別するのは容易ではありません。それでも、そこに文書を当てはめて考えていかなければならないところに、寺院文書群の基礎目録を作成することの困難さが生まれてきます。

また、一口に地域関係といっても、寺請制度のような直接的な支配機構による山川村との関係のほかに、より広範囲に広がる住民の側からのものといった多様性が考えられます。特に庶民の側からの信仰という側面については、山川村という部分的なところにとどまらず、かなり広範囲にわたった地域との関係が持たれています。この点、信仰の側面の一端については、後ほど皆川先生からお話があると思います。

このように江戸時代では一つの事柄に対しても、様々な側面があります。これらを識別し、どのような関連性を持つのかを考えていく必要があると思います。そうすることで、文書一点ごとの意義も見えてきますし、それらを積み上げることで新たな歴史像が描けるのではないのでしょうか。

さて、大きな時代区分の最後にあたる近現代です。これについては江戸幕府の終焉、明治政府の出発と共に大きなうねりを迎えることは周知のことと思います。中でも大きな問題は、明治元年三月より始まった一連の神仏分離令です。また、昭和十四年の宗教団体法、同二十六年の宗教法人法など、いくつかの宗教制度の改革がなされます。この中で管轄する国や都道府県の担当部署の編成によって、そこで生じる文書の位置付けも変わってきます。そうすると、そこに置かれる長林寺の位置付けもそれぞれの視点で変化し、制度改変の中での長林寺の歴史を考えることも必要になってきます。一方で、宗門や地域との関係も変わらず存在しているので、これも長林寺の歴史や文書群を

考える上で大きな柱といえるでしょう。

以上、極めて一般的な話に終始してしまいましたが、これを念頭に置いて文書群の概要を簡単に述べてみたいと思います。

二、長林寺文書の概要

さて、現在、私の方で確認している長林寺文書の目録を編年体で作成してみました。年未詳の文書でも江戸時代のものとは判断できるものは、江戸時代の年号を持つ文書の後、明治時代の前に並ぶようになっていきます。ここには一二二点を収載しております。ただし、これは数年前に行われた鶴見大学文学部文化財学科の調査によって撮影された文書の紙焼きから作成したものですので、すべてを網羅したものではない、ということができません。未撮影の文書は、この目録に記載されていないということです。

多少の目録の漏れはあると思いますが、それでも文書群の概要、大きな傾向を知る上では十分に堪えうるものと思います。これを前提に、概要について触れていきましょう。

まず、目に付くのは、やはり中世の武家文書の一群になるかと思えます。先ほども触れましたが、開基檀那である岡見氏の正月二十五日付「岡見治資書状」や、二月七日付「柿崎景家書状」・二月八日付「上杉輝虎書状」・二月九日付「由良成繁判物」・永禄七年（一五六四）二月九日付「川田長親黒印制札」の越後上杉氏方から出された一連の文書です。これは在地領主や地域権力との関係につらなるものです。中世という時代の中では、教線の拡大に関わる文書群は当該期には確認できず、むしろ江戸時代の記録の中に示されているのではないかと思います。

次に、近世の文書群について見ていきましょう。長林寺では、宝暦三年（一七五三）と文化十一年（一八一四）

の二度にわたって火災に遭い、重要な諸堂や建物を焼失しています。文書もそこで失っている可能性は捨て切れません。本来はもっとたくさんあったのではないかと思えます。

このような中で、現在までに残されている文書類では、当たり前前のことになりましたが、「宗門」に関わる文書が大きな割合を占めています。特に、本末関係で長林寺や時の住職個人に充てられた書状類や、寺院間に廻達された廻状を書き留めていった「公用諸記録」と名付けられている留書類が、多く残されています。もともと、留書類は宗門の関係だけでなく、寺院の経営活動も多分に含まれていますので、この項目立てで適しているのか疑問ではありません。

ほかに「支配の末端」に関しては、徳川家康に始まる歴代将軍の朱印状の写しが当てはまります。長林寺は朱印地として二十石が認められています。この朱印状自体は、原本が残されていれば長林寺の経済活動の中に示されるもので、土地権利証としての文書にもなります。ただし、明治政府は、江戸幕府による政策を全否定し、神社・寺院に出されていた全ての朱印状を提出させました。これを受けて、朱印状の原本を提出する際に、多くの神社・寺院は写しを作成しました。この一連の動きの中で原本と写し、それぞれの位置付けを考えてみますと、原本が残っていればそれは土地権利書としての存在になります。しかし、時代が変って土地権利書そのものは破棄されるけれども、なぜ写しが残されるのか、となると、そこには「権利書」よりも「由緒」という側面を色濃くするのではないか、と思うわけです。記載内容は同じであっても、作成意図や集積の過程を考えますと、文書目録として考える視点も異なってくるのではないのでしょうか。ここで述べた朱印状を例にすれば、幕府との関係を示すものにもなるし、由緒としての側面も有してくる。そのように思うわけです。

その他に「地域」との関係を見てみますと、宗門や支配と比較して格段に数が少なくなっていると感じました。

その中で目につくのは、過去帳や文政期の火災後に行われた再建のための勧進帳などで、これが周辺地域との関係を示すものになります。

近代になると明治政府の下、制度が変わります。これはどの寺院も同じ傾向を示すものと考えられますが、制度の再編の中で作成される什物調べや寺領に関わる文書が多く残されています。なお、明治時代になっても地域との関係はもちろんあり、それを示す文書もいくつかは確認できます。しかし、時期的なことを考えると、いまだに使用されている現用文書が多くあるのではないかと思えます。現用文書とは、ある段階で作成された文書が効力を有していて実務上で使用されている文書のことです、すでに使用されなくなった文書を非現用文書といいます。なにをもつて古文書とするか、その概念は様々ですが、非現用文書となって初めて古文書として扱うという考え方が一つにはあります。例えば古い寺院で室町時代に作成されはじめた過去帳であっても、今でもその過去帳を使用していれば、それは現用文書であって決して古文書にはならない、というものです。

このように明治時代に作成されたものは、現在でも継続して使用されている文書も多くあると思えますので、文書目録に掲載されず、地域との関係が見えてこないこともあります。

その他に指摘できる一群としては、由緒・縁起類があげられます。これは主に江戸時代から明治時代にかけて育まれた伝承などを含めて作成されているようです。また、数は少ないながら、寺院経営・活動に関する文書もあげることができません。ただ、内容に關係して考えますと、宗門の關係にも絡んできますし、視点を換えれば幕府支配の一端を示す文書にもなります。経営活動なので、当該地域との關係も絡んできますから、厳密に分類できないこともあります。

以上のような文書が、長林寺文書の概要としてあげられます。

おわりに

これまで、長林寺の文書群を紹介してきました。最後に目録や今後の課題点について触れておきたいと思えます。というのは、どの範囲を文書群として考えるのか、ということですが、ここで文書目録として取り上げたものは、先にも述べたとおり調査によってマイクロフィルムに撮影された、紙を主体とした文書が中心です。唯一紙を主体としていないものは、天正十九年（一五九一）十一月日付「徳川家康禁制 写」になります。これは紙ではなく木札として残されており、撮影はされておりません。しかし、長林寺へ伺った際に実見して、記載内容が文書の概念に含まれるので、目録へ収載しました。一方で、つい最近の調査によって明らかとなった文政元年（一八一八）十月日付の岡見癡了が奉納した「大乘妙典経」も目録に追加してありますが、これを文書として考えていいのか、という問題もあります。

また長林寺には、足利市の指定を受けている永禄十一年（一五六八）年四月吉日の銘を持つ「鰐口」があります。これは金石文の範疇に入りますので、この文書目録には入れてありません。しかし、そこに刻まれている文字を見れば、地域との関係を示してくれる歴史資料になります。長林寺の歴史を考える上では必要となるでしょう。また、寺宝目録（特に典籍・墨蹟・絵画）に掲載される資料も、これらをどのように扱うか、という問題があります。もちろん絵画・仏像などの美術品は、文書ではありませんので、この目録には掲載されませんが、それらがなぜ長林寺に集積されたのか、残されているのか、という部分に視点を据えると、これらも十分に歴史的資料としての側面を有するようになります。つまり、こうした資料も含めて、総合的に考察していく必要があるでしょう。

以上のことから、次の段階として、文書という括りだけでなく、鰐口や墓石などの金石文も含めたものを「記録

資料群”として考えていく。また、美術品なども含めて総合調査が必要になってくると思います。そして、こうしたあらゆる記録資料をベースに歴史を叙述していくことが必要となります。そうすることで、より豊かな長林寺の歴史像を描くことが可能になるでしょう。この点を指摘して報告を終わりにします。